

やない市民活動センター運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民、事業者及び行政が協働し、元気な地域社会をつくっていくために設置するやない市民活動センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動」とは、営利を目的とせず、市民が自主的、主体的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体の活動
- (6) その他公益を害するおそれのある活動

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
やない市民活動センター	柳井市柳井3776番地2

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動のための場と機会の提供に関すること。
- (2) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動を行うものの連携及び交流の推進に関すること。
- (4) センターの施設の提供に関すること。
- (5) 市民活動に係る相談に関すること。
- (6) 市民活動に係る人材育成に関すること。
- (7) センターのPR及び啓発に関すること。
- (8) 協働のまちづくりの推進に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要と認められる事業
(職員)

第5条 センターに所長及び相談員を置く。

2 所長は、総合政策部地域づくり推進課長をもって充てる。

3 相談員は、会計年度任用職員とし、市民活動に関し識見を有する者のうちから市長が任用する。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 毎週月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日の翌日(5月4日及び5日を除く。ただし、当該日が月曜日の場合は、この限りでない。)

(3) 毎月末整理日

(4) 12月28日から翌年の1月4日までの間(前3号に規定する日を除く。)

(5) 柳井図書館の特別整理期間(春季及び秋季において5日以内の期間)

(業務時間)

第7条 センターの業務時間(前条に規定する休館日を除く。)は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に延長し、又は短縮することができる。

(センターの利用)

第8条 センターを利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 市民活動を行い、又は行おうとする団体及び個人

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(利用登録の申請)

第9条 センターを利用しようとする団体(以下「利用団体」という。)の代表者又は個人は、市民活動センター利用登録申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、構成員名簿(別記第2号様式)を添付して市長に提出しなければならない。

2 利用団体の代表者は、前項に規定する申請書及び構成員名簿に、定款、会則又は規約を添付して提出しなければならない。

(利用登録の承認)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の内容を、次に掲げる登録基準に基づき審査し、市民活動センター利用登録承認・不承認通知書(別記第3号様式。以下「承認等通知書」という。)を交付するものとする。

(1) 市民活動を行う団体又は個人であること。

- (2) 団体又は個人の活動が柳井市の区域内で行われていること。
- (3) 自主的かつ継続的な活動ができること。
- (4) 団体においては、構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (5) 個人においては、市内に在住、在勤又は在学していること。

(利用登録の承認の有効期限)

第11条 前条の規定により利用登録が承認された場合の有効期限は、承認等通知書の交付日の属する年度の末日とする。

(利用登録の更新)

第12条 利用団体の代表者又は個人（以下「利用団体等」という。）は、利用登録の更新をしようとするときは、市民活動センター利用登録更新申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 第10条及び第11条の規定は、利用登録の更新の承認について準用する。

(利用登録の変更)

第13条 利用団体等は、登録内容に変更があった場合は、市民活動センター利用登録変更届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用登録の承認の取消し)

第14条 市長は、利用団体等が虚偽の申請をした場合又はセンターの運営に支障を来すおそれがあると判断した場合は、第10条に規定する承認を取り消すことができる。

(利用登録の承認の辞退)

第15条 第10条に規定する承認を受けた利用団体等が、利用登録の承認を辞退する場合は、市民活動センター利用登録承認辞退届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 利用団体等は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(費用の負担)

第17条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターに備え付けられた設備を利用するときは、別表に定める実費を負担しなければならない。

2 実費は、利用の際に納入しなければならない。

3 前項の規定により納入された実費は、原則として還付しない。

(遵守事項)

第18条 利用者は、センター内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) くぎ付け、張り紙等建物その他の物件を損傷するおそれがある行為をしないこと。
- (2) 承認を受けないで附属設備及び備え付けの器具を移動しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を利用しないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(5) その他他の利用者に対して迷惑となるような行為をしないこと。

(6) センターの係員の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、センターの利用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 利用者は、利用中に施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が利用者の責めに帰することができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理運営)

第21条 センターの管理運営については、総合政策部地域づくり推進課で行うものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月17日から施行する。

別表（第 17 条関係）

備品等		単位	実費負担額 (円)	備考
コピー機でのコピー (プリンター含む。)	白黒	1 枚	1 0	用紙代含む。
	カラー (B 4 まで)	1 枚	5 0	用紙代含む。
	カラー (A 3)	1 枚	8 0	用紙代含む。
ポスタープリンターで の印刷	普通紙	1 0 センチ メートル	5 0	用紙代含む。
	普通紙以外	1 0 センチ メートル	4 0	用紙等は持込 み
ファクシミリ	区域内への送信	1 枚	2 0	
	区域外への送信	1 枚	4 0	
	受信	1 枚	1 0	用紙代含む。

(注)

- 1 ポスタープリンターでの印刷において、10センチメートル未満の端数は10センチメートルとする。
- 2 ファクシミリの区域については、柳井市、上関町、田布施町、平生町及び光市（合併前の旧大和町に限る。）を区域内として取り扱い、当該区域内以外の区域を区域外として取り扱う。